

## ホースキャンプ参加規約

本規約は、一般社団法人 国際ブロード・エデュケーション協会（以下「当法人」という。）が主催するホースキャンプ（以下「本プログラム」という。）への参加条件および当法人と参加者との間の権利義務関係を定めるものとする。

### 第1条（プログラムの目的と法的性質）

1. 本プログラムは自然環境を活用した教育・研修・体験活動の提供を目的とするものとします。
2. 参加費は教育・体験活動の対価であり、宿泊の有無や滞在時間によって変動しません。
3. 当法人は、旅行業法に基づく旅行業（運送・宿泊の手配等）および旅館業法に基づく宿泊営業を行うものではありません。
4. プログラムの集合・解散場所は、当法人が事前に指定する場所とします。
5. 指定の集合場所までの交通手段、およびプログラム期間中の移動手段（レンタカー等）は、参加者自身の責任と費用で手配するものとし、当法人は契約当事者となりません。

### 第2条（決済および契約の成立）

1. 本契約は、当法人が参加申し込みを承諾し、参加費の決済が完了した時点で成立します。
2. 支払い方法は銀行振込または指定のキャッシュレス決済とし、振込手数料等は参加者の負担とします。
3. 本規約は、参加申し込み時の電磁的方法による同意をもって、その内容に同意したものとみなします。

### 第3条（宿泊を伴う延長プログラム）

1. 本プログラム終了後、希望者に対し、宿泊を伴う追加プログラム（以下「延長プログラム」という。）を提供することがあります。
2. 延長プログラムへの参加は任意とし、参加者からの事前申し込みおよび当法人の承諾ならびに追加参加費の支払いをもって、別途契約が成立するものとします。
3. 延長プログラムにおける宿泊は、教育・体験活動に付随する滞在であり、旅館業法上の宿泊営業には該当しません。
4. 延長プログラムにも本規約の各条項（安全管理、免責、キャンセルポリシー等）を準用します。
5. 延長プログラムに関するキャンセル料は、本規約第6条（キャンセルポリシー）に準じます。

#### 第4条（安全管理および免責事項）

1. 参加者は、自然環境下での活動（気象変化、地形、野生動物、火気使用等）および動物（馬）を伴う活動には、転倒や接触事故等の予期せぬ危険が内在することを理解し、これらのリスクをあらかじめ承諾したうえで、自らの判断と責任において参加するものとします。
2. 未成年者は保護者の責任において参加するものとします。未成年者の参加にあたっては、保護者が本規約の内容を確認し同意のうえ申し込むものとし、活動中は当法人スタッフの指示を厳守させる責任を負います。また、未成年者の行為によって生じた損害については、保護者が法令に基づき責任を負うものとします。
3. 当法人は、故意または重大な過失がある場合および法令により免責が認められない場合を除き、プログラム中に発生した負傷、疾病、紛失、盗難、交通機関の遅延等による一切の損害について責任を負いません。

#### 第5条（禁止事項と参加資格の停止）

1. 他の参加者への迷惑行為、無断録音・録画、危険行為、法令違反、および宗教やネットワークビジネス等の勧誘行為を禁止します。
2. 参加者が本規約に違反した場合、当法人は即座に参加資格を停止できるものとし、その際の参加費の返金はありません。

#### 第6条（キャンセルポリシー）

参加者の都合によりキャンセルする場合、以下のキャンセル料を申し受けます。

- 開催日の30日前まで：事務手数料 3,000円（または実費相当額）
- 開催日の21日前まで：参加費の30%
- 開催日の14日前まで：参加費の50%
- 開催日の7日前まで：参加費の70%
- 上記以降・無連絡不参加：参加費の100%

#### 第7条（参加者の変更）

1. 参加者は、やむを得ない事情がある場合に限り、当法人の事前の書面または電磁的方法による承諾を得て、代替参加者への変更を申請することができます。
2. 当法人は、安全管理、運営上の都合その他合理的理由により、前項の変更申請を承諾しないことがあります。
3. 当法人が変更を承諾した場合、変更後の参加者には本規約が適用されます。
4. 参加者の変更にあたっては、事務手数料 3,000円を申し受けます。

#### 第8条（航空機欠航等による参加不能）

参加者が利用予定の航空機の欠航、遅延、その他交通機関の運休その他参加者側の事情により参加が困難となった場合であっても、原則として第6条のキャンセルポリシーを適用します。

ただし、出発地における全便欠航、気象庁の特別警報級の災害、空港閉鎖等、客観的に参加不能と認められる事情がある場合には、当法人の判断により、次回開催への振替参加（1回限り）を認めることがあります。振替を認める場合でも、既に発生している実費相当額を差し引くことがあります。

#### 第9条（中止時の対応）

1. 不可抗力（天災、気象災害、行政指導等）により開催が困難な場合、当法人は中止を決定することができます。
2. 主催者都合で中止とする場合は、受領済みの参加費を全額返金します。ただし、参加者が個別に手配した交通費・宿泊費等の補償は行いません。また、当法人は故意または重過失がある場合を除き、それ以上の損害賠償責任を負いません。

#### 第10条（写真・動画の使用）

活動中に撮影された写真・動画について、当法人は、広報活動（ウェブサイト、SNS、印刷物、報告書等）に無償で使用できるものとします。ただし、参加者は、掲載に配慮が必要な場合または掲載を希望しない場合には、事前に申し出ることができます。未成年者については、保護者の同意をもって本条に同意したものとします。

#### 第11条（その他）

1. 提供資料の著作権は当法人に帰属し、無断転載、複製や二次利用を禁止します。
2. 本プログラムで知り得た他の参加者の情報の秘密を保持するものとします。
3. 紛争が生じた場合、当法人所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

本規約は、2026年2月15日より適用します。

制定日：2026年2月15日